

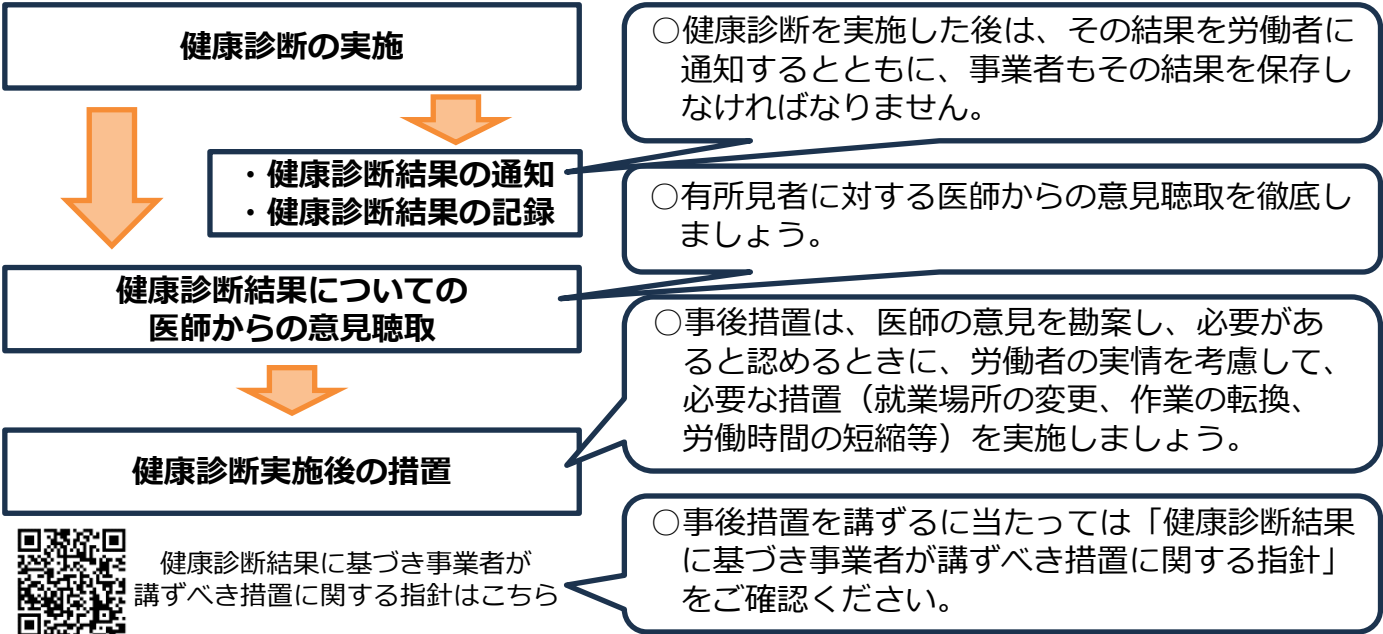
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

■ **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

(別添2)



(別添3)



(別添4)



(別添5)



(別添6)



(別添7)



(別添8)



(①)



(②)



(③)



(④)



(⑤)



(⑥)



(⑦)



(⑧)



(⑨)



(⑩)



(⑪)



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？次のア～ケの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。また、チェックした結果を所轄労働基準監督署へご報告いただきますようお願いいたします。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		担当者 電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	☐ 1年以内に行っている 直近の健診実施時期_____年____月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) _____	☐ 1年以内に行っていない ☐ 予定している 時期_____年____月 ☐ 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	☐ 6か月以内に行っている 直近の健診実施時期_____年____月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) _____	☐ 対象者がいない ☐ 6か月以内に行っていない ☐ 予定している 時期_____年____月 ☐ 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。		☐ 行っている ☐ 行っていない
エ	健康診断実施後、有所見者について医師(政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健診を行った場合は歯科医師)からの意見聴取を行っていますか。		☐ 行っている ☐ 行っていない
オ	健康診断実施後の措置(作業の転換、労働時間の短縮など)を行っていますか。		☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事案なし
カ	健康診断の結果、保健指導を行っていますか。(努力義務)		☐ 行っている ☐ 行っていない
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。('高齢者の医療の確保に関する法律'及び'健康保険法'に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です)		☐ 行っている ☐ 行っていない ☒ 行っていない場合はその理由 ☐ 医療保険者からデータ提供を求められたことがない ☐ 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかった ☐ データ提供することに事業場としての利点がない ☐ その他()

滋賀産業保健総合支援センターでは、個別訪問支援として、保健師等が事業場を訪問し、次のク、ケの支援を行う無料相談サービスがありますが、利用してみたいと思いますか。

ク	50人未満の事業場に対する労働者の健康管理(脳・心疾患防止、メンタルヘルス対策等)に関する無料健康相談	☐ 利用してみたい ☐ 説明は聞きたい ☐ 利用しない
ケ	メンタルヘルス対策について、社内教育の講師派遣や事業場内体制の整備等に関する支援、メンタル治療者等に対する「治療と仕事の両立支援」制度の進め方等に関する相談(利用は、50人未満の事業場に限り、無料)	☐ 利用してみたい ☐ 説明は聞きたい ☐ 利用しない

※ク、ケで「利用してみたい」「説明は聞きたい」にチェックされた場合は、事業場名称、所在地、担当者職氏名、電話番号、上記ク・ケのチェック内容のみ滋賀産業保健総合支援センターに情報提供させていただき、同センター担当者から後日連絡させていただきますので予めご了承ください。

～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～

滋賀産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、本欄右下に掲載したQRコードを参照し、同センターホームページより、各種サービスをお申込みください。

相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- ・産業保健に関する情報提供



～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

<お願い>

医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（この場合の提供については、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとして行うことができることとなっており、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第21条第1項、第27条第2項及び第3項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。